

資 料

特別管理産業廃棄物の有毒性等 P 80

産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値） P 85

産業廃棄物の処理委託契約書等（例）

(1) 様式 1 産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書 P 86

(2) 様式 2 産業廃棄物処分委託基本契約書 P 88

(3) 様式 3 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書 P 91

(4) 様式 4 産業廃棄物処理委託基本契約書（記入式） P 93

(5) 廃棄物処理委託仕様書 P 97

(6) 廃棄物データシート（WDS） P 98

※取扱い上の注意

- (1) この標準契約書は、産業廃棄物処理委託契約を行う際に必要である委託契約書のひな型である。
- (2) 様式 1～3 の標準契約書中の条文に①、②、③と番号が付されている場合は、個々の契約の実状に照らして適切な条文を選択して用いること。また、委託契約書には、選択した条文のみを記載し、それ以外を記載しないこと。
- (3) 実際の契約の条件によっては、様式 1 第 3 条第 5 項、様式 2 第 3 条第 5 項及び様式 3 第 3 条第 5 項を委託契約書に記載しなくても良い。
- (4) 様式 2、3、4 は、個別の最終処分の場所（所在地）、方法及び処理能力の情報を特定及び管理するために、最終処分先に番号を記載すること。
- (5) 様式 3 を用いる場合及び様式 4 で契約区分 3 を選ぶ場合は、収集・運搬業務と処分業務を同一の産業廃棄物処理業者に委託する場合にのみ用いること。
- (6) 様式 4 は、収集・運搬業務、処分業務、収集・運搬及び処分業務の 3 つの業務内容から、1 つのみを選択した上で用いること。

各種許可申請様式、報告様式は青森県ホームページ「環境保全ページ」で公開しています。
(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/hozen/hozenka.html>)

特別管理産業廃棄物の有毒性等

① 引火性廃油

1) 引火性廃油の油種

廃油となる引火性油は主として洗浄に使われたガソリン、灯油、軽油と一部の有機溶剤である。

2) 火災、爆発

引火性廃油は可燃性で蒸気圧が高く、比較的低温においても多量の油蒸気が発生するので、蒸気が漏れた場合に、近くに着火源が存在すれば、火災、爆発等の重大な事故を誘発する。

3) 健康被害

廃有機溶剤の溶剤濃度は多くの場合50%を超えている。有機溶剤には毒性の強いものが多い。

ア 蒸気を吸入したとき：一般に短時間の興奮期を経て麻酔状態を起こす。作用のひどいものではめまい、吐気を催し失神するようなこともある。

イ 皮膚に接触したとき：多くの有機溶剤は皮膚からも吸収され、吸入の場合と似た症状を起こす。

ウ 目に入ったとき：一般的に粘膜を刺激する。程度が強くなるにつれ粘膜炎症から粘膜傷害までの症状が出る。

エ 主な有機溶剤の管理濃度は次のとおりである。(平成17年3月31日付け基発第0331017号)

アセトン500ppm、二硫化炭素1ppm、キシレン50ppm、メタノール200ppm、酢酸エチル200ppm、トルエン20ppm

② 強酸・強アルカリ

1) 強酸性薬品

ア 硫酸：接触すると重度の薬傷を起こし、目に入れば失明する。

イ 塩酸：皮膚、粘膜に付着すると炎症を起こす。硫酸と異なり、塩酸は容易にガス状又はミスト（霧状）になるので吸引しないよう注意する。

2) 強アルカリ性薬品

ア 水酸化ナトリウム：固形又は濃度の高い溶液に触れると急激に局所が腐食し、潰瘍を形成する。目に入ったときは特に危険である。

イ 次亜塩素酸ナトリウム：皮膚に付着すると水酸化ナトリウムと同じ症状を引き起こす。

③ 感染性産業廃棄物

血液等に含まれる病原体は、直接人の血液と接触すると、血液媒介感染する。汚染血液の輸血、汚染血液の付着した針、ガラス片等を皮膚に刺した時に感染し、人の血液中で増殖し発病に至る。傷口のある指で感染性廃棄物に触れると、傷口を通して感染する可能性もあり、傷口がない場合であっても、針、ガラス片等、鋭利な汚染物があればそれが突き刺さる危険性が高い。

④ 特定有害産業廃棄物

物質名	危険性・毒性
廃石綿	- 急性障害として、軽度の局部刺激や中程度の吸入障害もあるが、通常は長年にわたり石綿粉じんを吸入することにより起こる慢性障害、すなわち石綿肺を引き起こす。 - せき、たんなど気管支炎症状を伴い、褐色の連珠状の「石綿小体」を作るので、これがたんの中に見つかれば石綿粉じんを吸入した証拠になる。なお、石綿肺には肺がんや胸膜の中皮腫を合併することがある。特にクロシドライトはこの傾向が強いといわれる。
水銀	- 水銀蒸気を吸入すると、腹痛、咳、下痢、息切れ、嘔吐、発熱を起こすことがある。LD₅₀：0.019mg/L/4h以下（ラット） - 高濃度の水銀蒸気への暴露により、眼の充血や灼熱感、結膜炎を起こすことがある。 - 皮膚からも吸収される可能性があり、アレルギー性皮膚反応を起こすおそれがある。 - 長期にわたる、又は反復暴露により、臓器への障害（呼吸器系、心血管系、腎臓、肝臓、中枢神経系）を起こすことがある。
無機水銀化合物	- 無機水銀化合物の主な物質としては、塩化水銀（Ⅱ）がある。 - 吸入すると、咳、咽頭痛、灼熱感、息切れを起こすことがある。 - 経口摂取すると、胃痙攣、腹痛、灼熱感、金属味、下痢、吐き気、咽頭痛、嘔吐、ショックまたは虚脱を起こすことがある。LD₅₀：25.9-77.7mgHg/kg、37mg/kg（ラット） - 皮膚感作性がある。皮膚に接触すると、吸収される可能性があり、発赤、痛み、水疱、皮膚熱傷を起こすことがある。 - 眼に入ると、痛み、発赤、かすみ眼、重度の熱傷を起こすことがある。 - 単回暴露により、臓器の障害（腎臓、消化管、肝臓、心血管系、呼吸器、神経系）を起こすことがある。 - 長期にわたる、または反復暴露により、臓器の障害（神経系、腎臓、呼吸器、心血管系、消化管）を起こすことがある。
カドミウム又はその化合物	- 人体に長期間にわたって取り込まれると、障害を生じさせることが知られている。 - 発がん性に関しては、実験動物によって多くの研究がなされ、ラットにカドミウムを含む空気を吸入させたり、注射や口からカドミウムを投与した実験で、精巣、肺、前立腺、造血系などに腫瘍の発生が報告されている。 - 口から長期間にわたってカドミウムを取り込むと、近位尿細管機能障害を主な症状とする腎機能障害が生じることが知られている。
鉛又はその化合物	- 人間は、常時体内に鉛0.33mgを摂取しているが、一方、糞・尿中の排泄量もまた0.33mgで、そのバランスが保たれている。しかし、鉛の摂取量が増すと、骨組織に沈着し、さらに血液中に遊離して毒性を表す。 1日に0.5mg以上吸収すると、蓄積して毒性を表す。0.5mg吸収すると致命的である。 - 急性中毒の症状は、四肢の麻痺、痙攣が特徴で、顔面蒼白、嘔吐下痢、血便、頻脈、腎臓障害を起こし、1～2日で死に至る。 - 慢性症状としては疲労、頭痛、四肢の感覚障害、けいれん、排尿障害などを起こす。
有機燐化合物	- 有機燐剤の毒性は、化合物によって差があるが、特に毒性の強いものはTEPP、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNなどである。 - ミスト、粉末、液を吸入すると、吐き気、嘔吐、呼吸困難、けいれん、頻脈、めまい、昏睡から死に至る。 - 皮膚につくと、皮膚炎を起こすものがある。 - 皮膚から吸収して、毒性を示すものがある。
クロム又はその化合物	- クロム、三価クロム化合物を吸入すると、アレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれがある。 - クロムの単回暴露により、全身毒性のおそれ、呼吸器への刺激のおそれ（気道刺激性）がある。 - 六価クロム化合物の毒性として、溶液にさわったり、非常に細かい蒸気を吸い込むことによって、手足、顔、などに発赤、発疹が起こり、炎症が生じることが知られている。 - 六価クロム化合物は鼻の粘膜や喉へも炎症が生じやすく、ひどくなると鼻中隔の内部の組織にまで炎症が及ぶことがある。
砒素又はその化合物	- 人に対する砒素化合物の急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、致死量は体重1kg当たり砒素として1.5～500mgと考えられている。 - 慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されている。 - 砒素を含む農薬の製造者及び使用者、銅の精錬作業に従事した作業者に、主に三価の砒素による肺がんが報告されている。

物 質 名	危 険 性 ・ 有 毒 性
シアン化ナトリウム シアン化カリウム	・吸入すると、吐き気、めまい、嗜眠、咽頭痛、頭痛、錯乱、脱力感、息切れ、痙攣、意識喪失を起こすことがある。 ・経口摂取すると、灼熱感、吐き気、嘔吐、下痢等を起こすことがある。LD₅₀:5.733mg/kg (ラット) (シアン化ナトリウム)、2857 μg/kg (ヒト) (シアン化カリウム) ・皮膚に接触すると、軽度の皮膚刺激のほか、吸収される可能性があり、発赤、痛み等を起こすことがある。LD₅₀:14.602mg/kg (ウサギ) (シアン化ナトリウム)、22.3mg/kg (ウサギ) (シアン化カリウム) ・シアン化ナトリウムは、眼に入ると、強い眼刺激、充血、発赤、痛み、重度の熱傷等を起こすことがある。 ・シアン化カリウムは、眼に入ると、充血、痛み等を起こすことがある。 ・シアン化カリウムは、単回暴露により、臓器の障害のおそれ (中枢神経系) がある。 ・シアン化ナトリウムは、長期にわたる、又は反復暴露により、臓器の障害 (中枢神経系、精巣、腎臓、副腎、脾臓) を起こすことがある。 ・シアン化カリウムは、長期にわたる、又は反復暴露により、臓器の障害のおそれ (甲状腺、腎臓、肝臓、脾臓、中枢神経系) がある。
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	・脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されている。 ・一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹 (塩素ニキビ)、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されている。
トリクロロエチレン	・蒸気を吸入すると、めまい、嗜眠、頭痛、脱力感、吐き気、意識喪失を起こすことがある。LC₅₀:4800-13000ppm/4h (ラット) ・経口摂取すると、咽頭痛、不整脈、呼吸停止等を起こすことがある。LD₅₀:5400-7200mg/kg (ラット) ・経皮 LD₅₀:29000mg/kg (ウサギ) ・皮膚に接触すると、乾燥や発赤を起こすことがある。 ・眼に入ると、強い刺激性、充血、痛みを起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害 (中枢神経系)、呼吸器への刺激のおそれ (気道刺激性)、眠気又はめまいのおそれ (麻酔作用) がある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、中枢神経系、肝臓に影響を与えることがある。
テトラクロロエチレン	・蒸気を吸入すると、咳、めまい、頭痛、嗜眠、吐き気、意識喪失を起こすことがある。LC₅₀:5013-7071ppm/4h (ラット) ・経口摂取すると、咽頭痛、不整脈、呼吸停止等を起こすことがある。LD₅₀:2400-13000mg/kg (ラット) ・経皮 LD₅₀:5000mg/kg (マウス) ・皮膚に接触すると、乾燥や発赤を起こすことがある。 ・眼に入ると、充血、灼熱感、痛みを起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害 (中枢神経系、呼吸器、肝臓)、眠気又はめまいのおそれ、(麻酔作用) がある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、臓器の障害 (神経系、肝臓、呼吸器)、臓器の障害のおそれ (腎臓) がある。
ジクロロメタン	・吸入すると、めまい、嗜眠、吐き気、脱力感、意識喪失を起こすことがある。LC₅₀:15000ppm (ラット) ・経口摂取すると、腹痛等を起こすことがある。LD₅₀:1530-2524mg/kg (ラット) ・皮膚に接触すると、吸収される可能性があり、皮膚の乾燥、発赤、灼熱感を起こすことがある。 ・眼に入ると、痛み、充血を起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害 (中枢神経系、呼吸器)、眠気又はめまいのおそれ (麻酔作用) がある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、中枢神経系、肝臓、生殖器 (男性) に影響を与えることがある。
四 塩 化 炭 素	・吸入すると、めまい、嗜眠、吐き気、嘔吐を起こすことがある。LC₅₀:8000ppm/4h (ラット) ・経口摂取すると、腹痛、下痢を起こすことがある。LD₅₀:2350-10200mg/kg (ラット) ・経皮 LD₅₀:15000mg/kg (ウサギ) ・皮膚に接触すると、吸収される可能性があり、発赤、痛みを起こすことがある。 ・眼に入ると、充血、痛みを起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器への障害 (中枢神経系、肝臓、腎臓) を起こすことがある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、臓器への障害 (肝臓、腎臓)、臓器への障害のおそれ (呼吸器) がある。
1,2-ジクロロエタン	・吸入すると、咽頭痛、吐き気、嘔吐、咳、頭痛、めまい、嗜眠、意識喪失を起こすことがある。LC₅₀:1000-1900ppm/4h (ラット) ・経口摂取すると、咽頭痛、吐き気、嘔吐、咳、頭痛、めまい、嗜眠、意識喪失を起こすことがある。LD₅₀:670-967mg/kg (ラット) ・経皮 LD₅₀:2800-4900mg/kg (ウサギ) ・皮膚に接触すると、吸収される可能性があり、発赤を起こすことがある。 ・眼に入ると、充血、痛みを起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害 (中枢神経系、呼吸器、心血管系、血液系、肝臓、腎臓、消化管)、眠気又はめまいのおそれ (麻酔作用) がある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、臓器の障害 (神経系、肝臓、心血管系、甲状腺)、臓器の障害のおそれ (血液系、腎臓) がある。

物 質 名	危 険 性 ・ 有 毒 性
1,1-ジクロロエチレン	・吸入すると、咳、めまい、嗜眠、意識喪失を起こすことがある。LC₅₀：415-32000ppm/ 4h（ラット） ・経口摂取すると、腹痛等を起こすことがある。LD₅₀：1500-2500mg/kg（ラット） ・眼に入ると、充血を起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害（神経系、呼吸器、肝臓、腎臓）、眠気又はめまいのおそれ（麻酔作用）がある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、臓器の障害（血液、呼吸器、肝臓、腎臓、生殖器（男性））を起こすことがある。
シス-1,2-ジクロロエチレン	・吸入すると、咳、咽頭痛、めまい、吐き気、嗜眠、脱力感、意識喪失、嘔吐を起こすことがある。LC₅₀：13700ppm/ 4h（ラット） ・経口摂取すると、腹痛等を起こすことがある。 ・皮膚に接触すると、皮膚の乾燥を起こすことがある。 ・眼に入ると、充血、痛みを起こすことがある。 ・単回暴露により、眠気又はめまいのおそれ（麻酔作用）がある。
1,1,1-トリクロロエタン	・吸入すると、咳、咽頭痛、めまい、嗜眠、吐き気、協調不全、意識喪失を起こすことがある。LC₅₀：18400ppm/ 4h（ラット） ・経口摂取すると、吐き気、嘔吐、腹痛、下痢等を起こすことがある。LD₅₀：10300-12996mg/kg（ラット） ・経皮 LD₅₀：15800-116000mg/kg（ウサギ） ・皮膚に接触すると、皮膚の乾燥、発赤を起こすことがある。 ・眼に入ると、充血、痛みを起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害（中枢神経系、心臓）、眠気又はめまいのおそれ（麻酔作用）、呼吸器刺激のおそれ（気道刺激性）がある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、臓器の障害（中枢神経系、肝臓、心臓）、臓器の障害のおそれ（肺）がある。
1,1,2-トリクロロエタン	・吸入すると、咳、めまい、嗜眠、頭痛、吐き気を起こすことがある。LC₅₀：2000ppm/ 4h（ラット） ・経口摂取において、誤嚥の危険性があり、咳、めまい、嗜眠、頭痛、吐き気を起こすことがある。LD₅₀：837mg/kg（ラット） ・経皮 LD₅₀：5380mg/kg（ウサギ） ・皮膚に接触すると、吸収される可能性があり、皮膚の乾燥、発赤を起こすことがある。 ・眼に入ると、充血を起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害（腎臓、肝臓）、眠気又はめまいのおそれ（麻酔作用）、呼吸器への刺激のおそれ（気道刺激性）がある。 ・長期にわたる、または反復暴露により、臓器の障害（神経系呼吸器、消化管、腎臓、肝臓）を起こすことがある。
1,3-ジクロロプロペン	・吸入すると、咳、咽頭痛、頭痛、めまい、吐き気、嘔吐を起こすことがある。LC₅₀：595-1190ppm/ 4h（ラット） ・経口摂取すると、腹痛を起こすことがある。LD₅₀：57-713mg/kg（ラット） ・経皮 LD₅₀：333-504mg/kg（ウサギ）、423-2000mg/kg（ラット） ・皮膚に接触すると、発赤を起こすことがある。 ・眼に入ると、充血を起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害（神経系、肺）を起こすことがある。 ・長期にわたる、または反復暴露により、臓器の障害のおそれ（胃、上気道、膀胱）がある。
チ ウ ラ ム	・吸入すると、錯乱、咳、めまい、頭痛、咽頭痛を起こすことがある。LC₅₀：0.5-4.42mg/L（ラット） ・経口摂取すると、錯乱、咳、めまい、頭痛、咽頭痛を起こすことがある。LD₅₀：560-4000mg/kg ・経皮 LD₅₀：>2000-5000mg/kg（ラット） ≥2000-7940mg/kg（ウサギ） ・皮膚に接触すると、発赤を起こすことがある。 ・眼に入ると、充血、痛みを起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害（神経系）を起こすことがある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、臓器の障害（甲状腺、肝臓）、臓器の障害のおそれ（神経系）がある。
シ マ ジ ン	・吸入（粉じん、ミスト） LC₅₀：>1.71-2.1mg/L/ 4h（ラット） ・経口 LD₅₀：>5000-10000mg/kg（ラット） ・経皮 LD₅₀：>2000-5000mg/kg（ウサギ） ・単回暴露により、眠気又はめまいのおそれ（麻酔作用）、呼吸器への刺激のおそれ（気道刺激性）がある。 ・長期にわたる、または反復暴露により、臓器の障害（血液系）、臓器の障害のおそれ（神経系）がある。
チ オ ベ ン カ ル ブ	・吸入（粉じん、ミスト） LC₅₀：>2.43mg/L/ 4h（ラット） ・経口 LD₅₀：1030-1289mg/kg（ラット） ・経皮 LD₅₀：>2000-5000mg/kg（ラット）、2000mg/kg（ウサギ） ・単回暴露により、臓器の障害（神経系）を起こすことがある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、臓器の障害のおそれ（肝臓、腎臓）がある。

物質名	危険性・有毒性
ベンゼン	・吸入すると、めまい、嗜眠、頭痛、吐き気、息切れ、痙攣、意識喪失を起こすことがある。LC₅₀：44.66mg/L/ 4h（ラット） ・経口摂取すると、腹痛、咽頭痛、嘔吐等を起こすことがある。LD₅₀：810-4900mg/kg（ラット） ・経皮 LD₅₀：>8200mg/kg（ラット） ・皮膚に接触すると、吸収される可能性があり、皮膚の乾燥、発赤、痛み等を起こすことがある。 ・眼に入ると、腹痛、咽頭痛、嘔吐等を起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害（呼吸器）、眠気又はめまいのおそれ（麻酔作用）がある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、臓器の障害（中枢神経系、造血系）を起こすことがある。
セレン 又はその化合物	・元素自体は、比較的刺激性がなく吸収されにくい、蒸気になると強毒性。 ・セレンは砒素と化学的及び生理学的に類似しているので、化合物はすべて毒性がある。 ・眼に入ると、結膜炎や角膜壊死を起こす。 ・皮膚に接触すると、熱傷、湿疹とじん麻疹黄色化、爪、歯牙、毛髪の色化が起こることがある。 ・吸入すると、嗅覚欠如、鼻とのどの刺激症状、呼吸のニンニク臭、気管支炎、肺炎、気管支喘息を起こすことがある。 ・消火器症状としては、金属味、悪心、嘔吐、腹痛、下痢、肝肥大を起こすことがある。
1,4-ジオキサン	・吸収すると、咳、咽頭痛、吐き気、めまい、頭痛、嗜眠、嘔吐、意識喪失、腹痛を起こすことがある。LC₅₀：9158-14236ppm/ 4h（ラット） ・経口摂取すると、咳、咽頭痛、吐き気、めまい、頭痛、嗜眠、嘔吐、意識喪失、腹痛を起こすことがある。LD₅₀：4200-7339mg/kg（ラット） ・経皮 LD₅₀：2100mg/kg（ラット） ・皮膚に接触すると、吸収される可能性がある。 ・眼に入ると、充血、痛みを起こすことがある。 ・単回暴露により、臓器の障害（中枢神経系）、眠気又はめまいのおそれ（麻酔作用）、呼吸器への刺激のおそれ（気道刺激性）がある。 ・長期にわたる、又は反復暴露により、臓器の障害（腎臓、肝臓、中枢神経系）、臓器の障害のおそれ（呼吸器）がある。
ダイオキシン類	・最も毒性が強いとされる2,3,7,8-TCDDについては、事故などの高濃度の暴露の際の知見から人に対する発がん性がある。 ・ダイオキシン類自体が直接遺伝子に作用して発がんを引き起こすのではなく、他の発がん物質による発がん作用（がん化）を促進する作用（プロモーション作用）がある。 ・実験用動物（ねずみ等）においては、妊娠中に比較的多量のダイオキシン類を与える実験で、生まれた動物に口蓋裂、水腎症等の奇形を起こすことが認められ、甲状腺機能の低下、生殖器官の重量や精子形成の減少、免疫機能の低下を引き起こすことが報告されている。

※LC₅₀（半数致死濃度）：急性毒性の値。吸入により、環境中の生物あるいは実験動物の50％を死亡させると予想される濃度

LD₅₀（半数致死量）：急性毒性の値。経口または経皮による1回の投与で、実験動物の50％を死亡させると予想される濃度

⑤ 指定有害廃棄物：硫酸ピッチ（廃硫酸と廃炭化水素油との混合物で、著しい腐食性（pH2.0以下）を有するもの）

産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

産 業 廃 棄 物 の 種 類		換算係数
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	食料製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	1.00
15	鉱さい	1.93
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30

注 1 上記の換算係数は1立方メートル当たりのトン数（t/m³）。

2 この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

3 特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ1～19に該当する品目の換算係数に準拠。

4 「2 t 車 1 台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法がある。

産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書

収入
印紙

排出事業者： _____ (以下「甲」という。) と、
収集運搬業者： _____ (以下「乙」という。) は、
甲の事業場： _____ から排出される産業廃棄物の収集・
運搬に関して次のとおり基本契約を締結する。

第 1 条 (法令の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第 2 条 (委託内容)

1 (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は、以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____
事業範囲： _____ 事業範囲： _____
許可の条件： _____ 許可の条件： _____
許可番号： _____ 許可番号： _____

〔特管〕

許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____
事業範囲： _____ 事業範囲： _____
許可の条件： _____ 許可の条件： _____
許可番号： _____ 許可番号： _____

2 (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

種 類： _____

数 量： _____
単 価 (税抜)： _____

3 (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

(注：下記の①②のいずれかを選択すること。)

① 輸入廃棄物： 無
② 輸入廃棄物： 有 _____

4 (運搬の最終目的地)

乙は、甲から委託された第 2 項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏 名： _____
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所： _____
許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業の区分： _____
産業廃棄物の種類： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____
事業場の名称： _____
所在地： _____

5 (積替保管) (注：契約当事者の都合により下記の①②③のいずれかを選択すること)

①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第 1 4 条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

③乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第 1 4 条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる： _____
産業廃棄物の種類 _____
積替保管施設の所在地： _____
積替保管施設の保管上限： _____

第 3 条 (適正処理に必要な情報の提供)

1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提

供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第2版）」を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本産業規格 00950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
- キ その他取扱いの注意事項

2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めるものとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第2版）」の「容器貼付用ラベル」参照）。

4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5 甲は、次の産業廃棄物について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： _____
提示する時期又は回数： _____

第4条（甲乙の責任範囲）

1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第4項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。

2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方（甲の

委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（業務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票、B4票、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

- 1 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集・運搬業務の報酬を支払う。
- 2 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条第2項で定める単価（税抜）に基づき算出する。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 4 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合は、相手方の書面による承諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相

産業廃棄物処分委託基本契約書

収入

印紙

排出事業者：
 以下「甲」という。）と、
 処分業者：
 以下「乙」という。）は、
 甲の事業場：
 から排出される産業廃棄物の処分に
 関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法令の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1（乙の事業範囲）
 乙の事業範囲は、以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：
 許可の有効期限：
 事業範囲：
 産業廃棄物の種類：
 許可の条件：
 許可番号：

〔特管〕

許可都道府県・政令市：
 許可の有効期限：
 事業範囲：
 産業廃棄物の種類：
 許可の条件：
 許可番号：

2（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種類：	
数量：	
単価（税抜）：	

3（輸入廃棄物の有・無）

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。
 （注：下記の①②のいずれかを選択すること。）
 ① 輸入廃棄物： 無

互に本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相手に催告することなく、本契約を解除することができる。

3 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって乙のものとある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

（2）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のものにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ること并要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度、甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第14条（契約の有効期間）

本契約は、有効期間を
 年
 月
 日から
 年
 月
 日までの
 年間とし、期間満了の
 ヶ月前までに、甲乙の一方から相手からに対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

年	月	日
甲		印

乙		印
---	--	---

② 輸入廃棄物：有

4 (処分の場所、方法及び処理能力)
乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。
事業場の名称：
所在地：
処分の方法：
施設の処理能力：

5 (最終処分の場所、方法及び処理能力)
甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

6 (搬入業者)
第2条第2項の産業廃棄物の第2条第4項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏名：
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所：
許可都道府県・政令市：許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：許可の有効期限：
事業範囲：事業範囲：
許可の条件：許可の条件：
許可番号：許可番号：

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)
1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版))を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

- 2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めるものとする。
- 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版))の「容器貼付用ラベル」参照)。
4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- 5 甲は、次の産業廃棄物について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類：
提示する時期又は回数：

- 第4条 (甲乙の責任範囲)
- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第 6 条（業務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第 7 条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第 8 条（業務の一時停止）

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
- 2 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

第 9 条（報酬・消費税・支払い）

- 1 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処分業務の報酬を支払う。
- 2 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第 2 条第 2 項で定める単価（税抜）に基づき算出する。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 4 報酬の額が経済情勢の変化及び第 3 条第 2 項、第 8 条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第 10 条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価（税抜）又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第 3 条第 2 項、第 8 条の場合も同様とする。

第 11 条（機密保持）

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による承諾を得なければならない。

第 12 条（契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相手に催告することなく、本契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

- (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第 13 条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度、甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第 14 条（契約の有効期間）

本契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までの 年間とし、期間満了の ヶ月前までに、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

本契約の成立を証するために本書 2 通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙

印

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書

収入
印紙

排出事業者： _____（以下「甲」という。）と、
収集運搬及び処分業者： _____（以下「乙」という。）は、
甲の事業場： _____ から排出される産業廃棄物の収集・
運搬及び処分に關して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法令の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に關する法律その他の関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は、以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に關する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____
事業範囲： _____ 事業範囲： _____
許可の条件： _____ 許可の条件： _____
許可番号： _____ 許可番号： _____

〔特管〕

許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____
事業範囲： _____ 事業範囲： _____
許可の条件： _____ 許可の条件： _____
許可番号： _____ 許可番号： _____

◎処分に關する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____
事業範囲： _____ 事業範囲： _____
産業廃棄物の種類： _____ 産業廃棄物の種類： _____
許可の条件： _____ 許可の条件： _____
許可番号： _____ 許可番号： _____

〔特管〕

2（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

◎収集・運搬に關する種類、数量及び委託単価

種類： _____
数量： _____
単価（税抜）： _____

◎処分に關する種類、数量及び委託単価

種類： _____
数量： _____
単価（税抜）： _____

3（輸入廃棄物の有・無）

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。
（注：下記の①②のいずれかを選択すること。）

① 輸入廃棄物： 無

② 輸入廃棄物： 有

4（処分の場所、方法及び処理能力）

乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： _____
所在地： _____
処分の方法： _____
施設の処理能力： _____

5（最終処分の場所、方法及び処理能力）

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

6（積替保管）（注：契約当事者の都合により下記の①②③のいずれかを選択すること）

①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

③乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類：_____
積替保管施設の所在地：_____
積替保管施設の保管上限：_____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版))を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本産業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
- キ その他取扱いの注意事項

2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めるものとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版))の「容器貼付ラベル」参照)。

4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

5 甲は、次の産業廃棄物について、契約の有効期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類：_____
提示する時期又は回数：_____

第4条 (甲乙の責任範囲)

- 1 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者

に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

第5条 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条 (業務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条 (委託業務終了報告)

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票、B4票、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務についてはマニフェストD票、又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

第8条 (業務の一時停止)

1 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときは、業務を一時停止し、直ちに甲に当該事由の内容及び、甲における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。甲はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上で、適切な措置を講ずるものとする。

第9条 (報酬・消費税・支払い)

- 1 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて収集・運搬業務及び処分業務の報酬を支払う。
- 2 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬は、第2条第2項で定める単価(税抜)に基づき算出する。
- 3 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 4 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第10条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価(税抜)又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項、第8条の場合も同様とする。

第11条 (機密保持)

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要があるが生じた場合には、相手方の書面による承諾を得なければならない。

第12条 (契約の解除)

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相

互に本契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相手に催告することなく、本契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙から契約を解除した場合において、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならぬ。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

（2）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は、甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第 13 条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度、甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

第 14 条（契約の有効期間）

本契約は、有効期間を 年 月 日から 年 月 日までの 年間とし、期間満了の ヶ月前までに、甲乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

様式 4

産業廃棄物処理委託基本契約書



年 月 日

下記契約区分1～3のうちいずれか1つ該当するものに○印を付けてください。

契約区分 1 甲は、甲の事業場から出る産業廃棄物の収集・運搬を乙に委託する。

2 甲は、甲の事業場から出る産業廃棄物の処分を乙に委託する。

3 甲は、甲の事業場から出る産業廃棄物の収集・運搬及び処分を乙に委託する。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

甲及び乙は、下記＜委託業務の内容＞に記載された産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集・運搬もしくは処分又は収集・運搬及び処分を廃棄物の処理及び清掃に関する法律にしたがい適正に行うため、本契約書、産業廃棄物処理委託基本契約約款及び本契約書添付の書類によって産業廃棄物処理委託基本契約を締結する。

住所

排出事業者 氏名 印（以下「甲」という。）
（法人にあっては名称）
(甲) 代表者

住所

処理業者 氏名 印（以下「乙」という。）
（法人にあっては名称）
(乙) 代表者

事業の範囲（下表の許可区分の□の該当するものに「レ」を記入し、許可品目を記入してください。また、空欄は斜線を引いてください。）

許可区分	□収集運搬（積み込み場所）	□収集運搬（荷下ろし場所）
産業廃棄物の許可品目		
特別管理産業廃棄物の許可品目		
許可区分	□中間処理（ ）	□最終処分（ ）
産業廃棄物の許可品目		
特別管理産業廃棄物の許可品目		

※ 乙は、この事業の範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

＜委託業務の内容＞（※の欄については、ア・イのうち該当するものに○印を付けてください。また、空欄は斜線を引いてください。）

- (1) 契約の有効期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
(2) 契約区分が1（収集・運搬）又は3（収集・運搬及び処分）の場合、乙の運搬の最終目的地及び積替・保管に関する事項

運搬の最終目的地の所在地		イ 積替・保管を行わない	
※ ア 積替・保管を行う		搬入できる廃棄物の種類	
積替・保管の所在地			
積替えのための保管上限			
安定型産業廃棄物であるときは、積替・保管場所において他の廃棄物と混合※ ア 混合する することの可否 イ 混合しない			
安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替・保※ ア 手選別をする 管場所において、手選別を行うことの可否 イ 手選別しない			

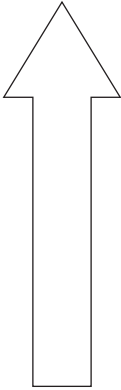
(3) 輸入廃棄物の有・無一委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、「有」に○印を付けます。契約区分が2（処分）又は3（収集・運搬及び処分）の場合のこの処分に関する事項。

- (4) 委託する産業廃棄物の種類、予定数量、契約単価（税抜）、適正処理に必要な情報等。契約区分が2（処分）又は3（収集・運搬及び処分）の場合の、最終処分及び再生利用等に関する事項。（（ ）内の単位はいずれか1つ選んで○で囲み、予定数量の欄並びに収集・運搬単価及び処分単価の欄には、車の台数、容器の個数等を単位としてもよいが、必ずトラックの積載重量、容器の容量等単位が明確になるものを特約の記載欄に記入します。）

	1	2	3	4	5	
産業廃棄物の種類						
予定数量		(kg・l・t・m ³ ・台・個)	(kg・l・t・m ³ ・台・個)	(kg・l・t・m ³ ・台・個)	(kg・l・t・m ³ ・台・個)	(合計予定数量)
収集・運搬単価（税抜）	円／(kg・l・t・m ³ ・台・個)	円／(kg・l・t・m ³ ・台・個)	円／(kg・l・t・m ³ ・台・個)	円／(kg・l・t・m ³ ・台・個)	円／(kg・l・t・m ³ ・台・個)	(合計予定収集・運搬金額)
処分単価（税抜）	円／(kg・l・t・m ³ ・台・個)	円／(kg・l・t・m ³ ・台・個)	円／(kg・l・t・m ³ ・台・個)	円／(kg・l・t・m ³ ・台・個)	円／(kg・l・t・m ³ ・台・個)	(合計予定処分金額)
処分の方法						円

処分施設の処理能力					
処分施設の所在地					
最終処分(再生を含む)施設の所在地(予定地)	(番号)	(番号)	(番号)	(番号)	(番号)
	(番号)	(番号)	(番号)	(番号)	(番号)
	(番号)	(番号)	(番号)	(番号)	(番号)

適正処理に必要な情報	性状・荷姿				
	性状の変化				
	混合等による変化				
	含有マーキングの有無／右記含有廃液、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有はいじんの有無／その他取扱注意事項				



「最終処分（予定）の情報記載欄」に続く

第9条 (報酬・消費税・支払い)

- 1 甲は、乙に対し毎月一定の期日を定めて処理業務の報酬を支払う。
- 2 甲の委託する廃棄物の処理業務に対する報酬は、＜委託業務の内容＞(4)の表に定める単価(税抜)に基づいて算出する。
- 3 甲の委託する廃棄物の処理業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
- 4 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項(2)、第8条等により不当となつたときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第10条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価(税抜)又は契約の有効期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項(2)、第8条の場合も同様とする。

第11条 (機密保持)

甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知りえた相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による評価を得なければならぬ。

第12条 (契約の解除)

- 1 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による催告の上、相互に本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力(暴力団等)である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙から契約を解除した場合においては、本契約

に基づいて甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理がいまだに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約区分に基づく乙の義務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての収集・運搬もしくは処分、又はその同方の義務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が乙にないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の廃棄物の収集・運搬、処分又はその同方を行わしめるものとし、乙に対して、甲が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の廃棄物を、甲の費用をもって当該廃棄物を引き取することを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲の事業場に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条 (協議)

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしがたが、その程度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

特 約 (＜委託業務の内容＞(4)トラックの積載重量、容器の容量等単位が明確になるものを記載、その他)

廃棄物処理委託仕様書

廃棄物の名称：

登録品番 _____ 仕様書No. _____ 左 日 月 年

(本仕録書は排出事業者と受託者が協議の上、委託廃棄物1品毎に作成してください)

排出事業者	名称	住所		〒	TEL	() -	FAX	() -
	住	所			部課名		担当者	
廃棄物種類	廃棄物種類 ☐ 産業廃棄物 ☐ 特別管理廃棄物	☐ 燃え殻 ☐ 廃アルカリ ☐ 汚泥 ☐ 紙くず ☐ 動物系固形不燃物 ☐ 感染性廃棄物 ☐ 廃水銀等 ☐ その他 ()		☐ 汚泥 ☐ 廃プラスチック類 ☐ 鉱さい ☐ 木くず ☐ 動物のふん尿 ☐ 廃PCR等 ☐ 廃石膏等 ☐ その他 ()		☐ 廃油 ☐ ゴムくず ☐ がれき類 ☐ 繊維くず ☐ 廃物の死体 ☐ PCR汚染物 ☐ 有害物質 ☐ その他 ()		☐ 廃酸 ☐ 金属くず ☐ ばいじん ☐ 動植物性残さ ☐ 13号廃棄物 ☐ PCR処理物 ☐ その他 ()
		☐ 危険物 (類 石) ☐ サンプル ()		☐ 特化物 ☐ 有機溶剤 ☐ 毒劇物 ☐ 分析成績書 ☐ 写真 ☐ その他 ()		☐ 悪臭物 ☐ その他 ()		
廃棄物形状	廃棄物形状	☐ 液状 (バナー・噴霧可) ☐ 粉状 (ポンプアップ可) ☐ 粘状 (高粘度) ☐ 爆発性 ☐ 炎水性 ☐ 感染性 ☐ 生菌毒性 ☐ 臭気刺激性		☐ 凝状 (固化不可) ☐ スライ状 (固液懸濁) ☐ 泥状 (流動性有) ☐ 引火性 ☐ 酸性性 ☐ 腐食性 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 有害物質生成 ☐ その他 ()		☐ 塊状・流動性無) ☐ 粉状 ☐ 粒状 ☐ 可燃性 ☐ 有機過酸化物 ☐ 毒性ガス発生 ☐ 重合反応性 ☐ その他 ()		☐ 塊状・固化状 ☐ 成形品 () ☐ その他 () ☐ 自然発火性 ☐ 毒性 (急性) ☐ 毒性 (慢性又は慢性的) ☐ 混合危険性
廃棄物特性	廃棄物特性	ドラム缶 金属缶 プラスチック容器 ガラス容器 紙容器 その他 容器の容量 () kg・t・ $\frac{1}{2}$ ・ $\frac{1}{4}$ ・ $\frac{1}{8}$ ・ $\frac{1}{16}$ ・ $\frac{1}{32}$ ・ $\frac{1}{64}$ ・ $\frac{1}{128}$ ・ $\frac{1}{256}$ ・ $\frac{1}{512}$ ・ $\frac{1}{1024}$ ・ $\frac{1}{2048}$ ・ $\frac{1}{4096}$ ・ $\frac{1}{8192}$ ・ $\frac{1}{16384}$ ・ $\frac{1}{32768}$ ・ $\frac{1}{65536}$ ・ $\frac{1}{131072}$ ・ $\frac{1}{262144}$ ・ $\frac{1}{524288}$ ・ $\frac{1}{1048576}$ ・ $\frac{1}{2097152}$ ・ $\frac{1}{4194304}$ ・ $\frac{1}{8388608}$ ・ $\frac{1}{16777216}$ ・ $\frac{1}{33554432}$ ・ $\frac{1}{67108864}$ ・ $\frac{1}{134217728}$ ・ $\frac{1}{268435456}$ ・ $\frac{1}{536870912}$ ・ $\frac{1}{1073741824}$ ・ $\frac{1}{2147483648}$ ・ $\frac{1}{4294967296}$ ・ $\frac{1}{8589934592}$ ・ $\frac{1}{17179869184}$ ・ $\frac{1}{34359738368}$ ・ $\frac{1}{68719476736}$ ・ $\frac{1}{137438953472}$ ・ $\frac{1}{274877906944}$ ・ $\frac{1}{549755813888}$ ・ $\frac{1}{1099511627776}$ ・ $\frac{1}{2199023255552}$ ・ $\frac{1}{4398046511104}$ ・ $\frac{1}{8796093022208}$ ・ $\frac{1}{17592186044416}$ ・ $\frac{1}{35184372088832}$ ・ $\frac{1}{70368744177664}$ ・ $\frac{1}{140737488355328}$ ・ $\frac{1}{281474976710656}$ ・ $\frac{1}{562949953421312}$ ・ $\frac{1}{1125899906842624}$ ・ $\frac{1}{2251799813685248}$ ・ $\frac{1}{4503599627370496}$ ・ $\frac{1}{9007199254740992}$ ・ $\frac{1}{18014398509481984}$ ・ $\frac{1}{36028797018963968}$ ・ $\frac{1}{72057594037927936}$ ・ $\frac{1}{144115188075855872}$ ・ $\frac{1}{288230376151711744}$ ・ $\frac{1}{576460752303423488}$ ・ $\frac{1}{1152921504606846976}$ ・ $\frac{1}{2305843009213693952}$ ・ $\frac{1}{4611686018427387904}$ ・ $\frac{1}{9223372036854775808}$ ・ $\frac{1}{18446744073709551616}$ ・ $\frac{1}{36893488147419103232}$ ・ $\frac{1}{73786976294838206464}$ ・ $\frac{1}{147573952589676412928}$ ・ $\frac{1}{295147905179352825856}$ ・ $\frac{1}{590295810358705651712}$ ・ $\frac{1}{1180591620717411303424}$ ・ $\frac{1}{2361183241434822606848}$ ・ $\frac{1}{4722366482869645213696}$ ・ $\frac{1}{9444732965739290427392}$ ・ $\frac{1}{18889465931478580854784}$ ・ $\frac{1}{37778931862957161709568}$ ・ $\frac{1}{75557863725914323419136}$ ・ $\frac{1}{151115727451828646838272}$ ・ $\frac{1}{302231454903657293676544}$ ・ $\frac{1}{604462909807314587353088}$ ・ $\frac{1}{1208925819614629174706176}$ ・ $\frac{1}{2417851639229258349412352}$ ・ $\frac{1}{4835703278458516698824704}$ ・ $\frac{1}{9671406556917033397649408}$ ・ $\frac{1}{19342813113834066795298816}$ ・ $\frac{1}{38685626227668133590597632}$ ・ $\frac{1}{77371252455336267181195264}$ ・ $\frac{1}{154742504910672534362390528}$ ・ $\frac{1}{309485009821345068724781056}$ ・ $\frac{1}{618970019642690137449562112}$ ・ $\frac{1}{1237940039285380274899124224}$ ・ $\frac{1}{2475880078570760549798248448}$ ・ $\frac{1}{4951760157141521099596496896}$ ・ $\frac{1}{9903520314283042199192993792}$ ・ $\frac{1}{19807040628566084398385987584}$ ・ $\frac{1}{39614081257132168796771975168}$ ・ $\frac{1}{79228162514264337593543950336}$ ・ $\frac{1}{158456325028528675187087900672}$ ・ $\frac{1}{316912650057057350374175801344}$ ・ $\frac{1}{633825300114114700748351602688}$ ・ $\frac{1}{1267650600228229401496703205376}$ ・ $\frac{1}{2535301200456458802993406410752}$ ・ $\frac{1}{5070602400912917605986812821504}$ ・ $\frac{1}{10141204801825835211973625643008}$ ・ $\frac{1}{20282409603651670423947251286016}$ ・ $\frac{1}{4056481$						
		標準ドラム缶 ケミカルドラム オリーブ缶 (一斗缶) ペール缶 ポリ缶 ポリドラム ポリ袋 その他 () ビン ダンボール箱 紙袋 パレット箱 専用容器 専用車両 その他 ()		オリーブ缶蓋付 オリーブ缶 その他 ()<				

廃棄物処理委託仕様書の記載方法

本仕様書作成にあたっての前提：

- (1) 本仕様書は、排出事業者（委託者）が産業廃棄物の処理業者（受託者）に対し、処理の見積依頼をする場合の資料です。
 - (2) また、受託者が適正かつ安全に廃棄物の処理を行うための受け入れ検討の基礎資料となりますので、両者で十分協議の上記載して下さい。
 - (3) 記載者は、受託者が代行してもよいものとします。
1. 登録品番及び仕様書No
 - 委託者と受託者が管理するのに適当な番号を記載して下さい。
 2. 廃棄物名称
 - 法律上の種類にかかわらず、より「具体的な名称・呼び名」を記載して下さい。
 3. 廃棄物の種類
 - 各項該当する項目の□内にし印でマーキングして下さい（以下同様）。
なお特別管理廃棄物には一般廃棄物に含まれるもの（ばいじん、感染性廃棄物等）も含まれます。
 4. 関連法規及び提出資料
 - 該当するものについては、全てマーキングして下さい。
 5. 廃棄物の形状
 - 形状上の特徴となる性質を記載の上、平均的な形状についてマーキングして下さい。
 6. 廃棄物特性
 - 分類区分は、「危険物の運搬に関する国際連合勧告」の規定などにしたがっています。さらに取扱上問題となる特性を挙げています。
 - 該当するものについては、全てマーキングして下さい。
 7. 荷姿・容量
 - 委託者が受託者に実際に処理委託する場合の荷姿及び容量をマーキングあるいは記載して下さい。
 - 受託者に空容器的処分まで委託する場合は、容器の材質・特性等についても明らかにして下さい。
 8. 収集運搬
 - 収集運搬業者を利用される場合は、収集運搬業者に確認し記載して下さい。
 9. 従来处理方法
 - 受託にあたっての参考となりますので、できるだけ具体的に記載して下さい。
 10. 要望事項
 - 委託者受託両者間でお互いに要望すべき事項があればなく記載して下さい。
 11. 期限
 - 委託者が希望する見積提出期限および処理の期限を記載して下さい。
 - (4) 記載しきれない場合は別紙で添付して下さい。

< 裏面 >

管理番号

廃棄物データシート (WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。
※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日	年	月	日	記入者
1	排出事業者	名称	所 属	
		所在地	担当者	TEL FAX
2	廃棄物の名称	MSDSがある場合、CAS No.		
	廃棄物の組成・成分情報 (比率が正しいと思われ、順に記載)			
3	□分析表添付 (組成)	・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。		
	□汚泥 □廃油 □廃酸 □廃アルカリ □その他 ()	※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 □石粉含有産業廃棄物 □水銀使用製品産業廃棄物 □水銀含有ばいじん等		
4	□特別管理 産業廃棄物	□引火性廃油 (有害) □引火性廃油 (有害) □強酸 (有害) □強アルカリ (有害) □指定下水汚泥 □触媒 (有害) □燃えがら (有害) □廃油 (有害) □汚泥 (有害) □強アルカリ (有害) □感染性廃棄物 □PCB等 □廃水銀等 □廃石綿等 □強アルカリ (有害) □指定下水汚泥 □触媒 (有害) □燃えがら (有害) □廃油 (有害) □汚泥 (有害) □強酸 (有害) □廃アルカリ (有害) □ばいじん (有害) □13号廃棄物 (有害)		
	特定有害廃棄物 () には記入 有りは○、無し は×、記入の可 能性があれば△ □分析表添付 (廃棄物処理法)	アルキル水銀 () トリクロロエチレン () テトラクロロエチレン () テトラクロロエチレン () カトミウム又はその化合物 () ジクロロメタン () 鉛又はその化合物 () 四氯化炭素 () 有機燐化合物 () 1,2-ジクロロエタン () 1,1-ジクロロエチレン () 六価クロム化合物 () 配位又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチレン () シアン化合物 () 1,1,1-トリクロロエタン () 1,1,2-トリクロロエタン () 1,1,2-トリクロロエタン () P C B () 1,3-ジクロロプロパン () チララム () ジオジン () チオベンカルブ () ペンゼン () セレン () ダイオキシン類 () 1,4-ジオキサン ()		
6	PRTR対象物質	届出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。		
	生成物質：ホルムアルデヒド (塩素処理により生成) □ヘキサメチレンチトラミン (HMT) □1,1-ジメチルヒドラジン (DMH) □N,N-ジメチルアニリン (DMA) □トリメチルアミン (TMA) □ニトロメチルエチレンジアミン (TMED) □N,N-ジメチルエチルアミン (DMAE) □ジメチルアミノエタノール (DMAE)			
7	水道水源における消費副生成物 前駆物質	生成物質：クロロホルム (塩素処理により生成) □アセトンジカルボン酸 □1,3-ジハイドロキシベンゼン(レゾルシノール) □3-アミノアセトフェニル □アセチルアセトン		
	生成物質：臭素酸 (オゾン処理により生成)、ジプロクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) □臭化物質(カリウム等)			
	その他含有物質 () には記入 有りは○、無し は×、記入の可 能性があれば△ □分析表添付 (組成)	硫黄 () 塩素 () 臭素 () ヨウ素 () フッ素 () 炭酸 () 硝酸 () 亜鉛 () ニッケル () 銅 () アルミ () アンモニア () ホウ素 () その他 ()		

9	有害特性 (有・無・不明)	□爆発性 □酸化性 □毒性ガス発生 □その他 ()	□引火性 () □有機過酸化物質 □慢性毒性 □その他 ()	□自然発火性 () □可燃性 □急性毒性 □重合反応性	□熱水性 □腐食性
10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状 () 沸点 () 臭い () 融点 () 色 () 比重 () pH () 粘度 () 水分 ()			
11	品質安定性	経時変化 (有・無) 有る場合は具体的に記入			
12	関連法規	危険物 (消防法)・特化則 (特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭			
13	荷姿	□容器 () □車両 () □その他 ()			
14	排出頻度 数量	頻度 (スロット・継続予定) () kg・t・t ₂ ・m ₃ ・本・缶・袋・個	/年・月・週・日		
15	特別注意事項 (有・無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性／注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支離発生の可能性 (消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等			

【参考】その他の情報

- ・サンプル等提供 (均一サンプル有・不均一サンプル有・サンプルの一部有・サンプル無・写真有)
- ・産業廃棄物の発生工程等
「3 廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発
生工程の説明を書いてください。 工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。
工程図への記入でも可。
(処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

< 排出事業者及び処理業者内容確認欄 >

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考
< 変更履歴 >				
No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

様式作成 環境省

△表面△

廃棄物データシート (WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成し
 ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

管理番号

年 月 日		記入者	
名 称	所 属		
1 排出事業者 所在地	Tel FAX	TEL FAX	
2 廃棄物の名称	主成分 他	MSDSがある場合、CAS No.	
廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)			
3 分析表添付(組成)	☐ 成分名とは混合比率を書き下さない。ばらつきがある場合は範囲でいい。また、商品名では混合物質を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。 ☐ 汚泥 ☐ 腐油 ☐ 腐酸 ☐ 腐アルカリ ☐ その他 ()		
4 廃棄物の種類 ☐ 産業廃棄物	※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 ☐ 石油含有産業廃棄物 ☐ 水銀使用製品産業廃棄物 ☐ 水銀含有ばいじん等 ☐ 引火性液体 ☐ 強アルカリ (有害) ☐ 指定下水汚泥 ☐ 腐酸 (有害) ☐ 引火性固体 (有害) ☐ 感染性廃棄物 ☐ 酸さい (有害) ☐ 腐アルカリ (有害) ☐ 強酸 ☐ PCB等 ☐ 燃えがら (有害) ☐ はいじん (有害) ☐ 強碱 (有害) ☐ 腐水銀等 ☐ 廃油 (有害) ☐ 13号廃棄物 (有害) ☐ 強アルカリ ☐ 腐石炭等 ☐ 汚泥 (有害)		
特定有害廃棄物 () には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△ ☐ 分析表添付(廃棄物処理法)	アルル水銀 () トリクロロエチレン () 1,3-ジクロロプロペン () 水銀又はその化合物 () テトラクロロエチレン () チウラム () カドミウム又はその化合物 () ジクロロメタン () シマジン () 鉛又はその化合物 () 四塩化鉛素 () チオセカルブ () 有機燐化合物 () 1,2-ジクロロエタン () ペンゼン () 六価クロム化合物 () 1,1-ジクロロエチレン () セレン () 砒素又はその化合物 () シス-1,2-ジクロロエチレン () ダイオキシン類 () シアン化合物 () 1,1,1-トリクロロエタン () 1,4-ジオキサン () PCB () 1,1,2-トリクロロエタン ()		
6 PRTR対象物質 ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。	届出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。 生成物質：ホルムアルデヒド (塩基処理により生成) ☐ ☐ ヘキサメチレンジアミン (HMT) ☐ 1,1-ジメチルピラジリン (DMH) ☐ NN-ジメチルアミン (DMA) ☐ トリメチルアミン (TMA) ☐ NN-ジメチルエタノールアミン (DMEA) ☐ ジメチルアミノエタノール (DMAE) 生成物質：クロロホルム (塩基処理により生成) ☐ ☐ アセトニトリ ☐ ジクロロベンゼン ☐ 1,3-ジイソプロピルベンゼン(ゾルソノール) ☐ 3,5-ジイソプロピルベンゼン ☐ アセチルアセトン ☐ 2-アミノアセトフェノン ☐ 3-アミノアセトフェノン		
水道水源における消毒副生成物 前駆物質	生成物質：臭素酸 (オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、プロモクロロメタン、プロモホルム(塩基処理により生成) ☐ 臭化銅(臭化カリウム等)		
8 その他含有物質 () には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△ ☐ 分析表添付(組成)	硫黄 () 塩素 () 臭素 () ヨウ素 () フッ素 () 炭酸 () 硝酸 () 亜鉛 () ニッケル () ☐ 銅 () アルミ () アンモニニア () ホウ素 () その他 ()		

有害特性は、GHS
の分類等を参考に
し、(有・無・不明)
の選択方式とし、あ
る場合はチェックす
る方式とした。

9	有事特性 (有・無・不明) ☐爆発性 ☐引火性 () ☐酸化性 ☐有機過酸化物 ☐可燃性 ☐自然発火性 () ☐毒性ガス発生 ☐慢性毒性 ☐急性基性 ☐感染性 ☐腐食性 ☐その他 () ☐慢性毒性 ☐慢性刺激性 ☐重合反応性	温度 (℃) 沸点 (℃) 凝固点 (℃) 融点 (℃) 比重 () 比重大さ () pH () 水分 ()	物理的性質・化学的性質について、全てを記入するのではなく、安全性・有害特性に関連する項目に絞って記入する。
10	廃棄物の物理的性質・化学的性質 形状 () 臭い () 色 () 沸点 () 融点 () 発熱量 ()	pH () 水分 ()	10項の廃棄物の物理的・化学的性質については、全てを記入するのではなく、安全性・有害特性に関連する項目に絞って記入する。
11	品質安定性 経時変化 (有・無) 有る場合は具体的に記入		
12	関連法規 危険物 (消防法)、特化化学物質貯蔵予防規則、有機溶剤・毒劇物・悪臭		
13	荷姿 ☐容器 () ☐車両 () ☐その他 ()		
14	排出頻度 頻度 (スボット・継続予定) kg・t・日・量・本・缶・個 /年・月・週・日		
15	特別注意事項 (有・無) ・ 避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・ 他の廃棄物との混合禁止 ・ 粉じん爆発の可能性 ・ 容器腐食性の可能性／注意点 ・ 廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・ 環境中に放出された後の廃棄物の可能性 (消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水管害に至る可能性等)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載	廃棄物を取り扱う上で関連する法規について、MSDS の記載等を参考にしながら、マーキングするら、マーキングするら、

【参考】その他の情報

- ・サンプル等提供 (均一サンプル有・不均一サンプル有・サンプルの一部有・サンプル無・写真有)

- ・産業廃棄物の発生工程等

サンプル提供した場合は、採取したサンプルの特性（均一か不均一か部分か等）について該当する項目をマーキングする。

上程図への記入でも可。
(処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

産業廃棄物の発生工程については、排出事業者と処理業者との十分な協議による、処理する上での必要性が確認された場合は、企業秘密、ノウハウ等に触れない範囲で提出するものである。

発生工程を提出できない場合は、表面の廃棄物情報を正確に伝えるようにすること

＜排出事業者及び処理業者内容確認欄＞

No	内容確認日時	排出事業者担当者	処理事業者担当者	変更内容
				「変更履歴」欄を設けた。想定範囲内の性状変更の場合は、雲マークなどで変更箇所が判るようにした上で、再度情報提供を行う。性状変更については、排出事業者と処理業者が契約時にどの項目がどの程度変更した場合に連絡することを取り決めておくのが望ましい。

樣式作成 環境省